

家内労働者・委託者のみなさんへ

## 労災保険特別加入についてのお知らせ

○負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者のみなさんは労災保険に加入できることになっています。

○労災保険に加入すると仕事で負傷したり、病気になったり、あるいは死亡した場合には、補償を受けることができます。

都道府県労働基準局  
労働基準監督署

## 労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の作業に従事する家内労働者及び補助者です。

- ◎ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- ◎ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- ◎ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- ◎ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する塗薬を用いて行う施塗若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施塗若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- ◎ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業
- ◎ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

ただし、女子及び年少者の場合、就業が制限されている次の作業については、加入が認められません。

- ① 有機溶剤等を用いる作業については18歳未満の者
- ② 鉛化合物を用いる作業については18歳未満の者及び女子
- ③ 粉じん作業については18歳未満の者
- ④ 木工機械のうち特定の機械を用いる作業については18歳未満の者及び女子

## 特別加入時健康診断

- ① 家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」といいます。）で特別加入を希望し、右表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時健康診断（以下「加入時健診」といいます。）を受ける必要があります。

|   | 特別加入予定の業務の種類 | 特別加入前に左記の業務に従事した期間 |
|---|--------------|--------------------|
| 1 | 粉じん作業を行う業務   | 3 年                |
| 2 | 身体に振動を与える業務  | 1 年                |
| 3 | 鉛 業 務        | 6 か 月              |
| 4 | 有機溶剤業務       | 6 か 月              |

ただし、中央労働災害防止協会等が行う特殊健康診断（検査項目、内容等が加入時健診と同様であり、かつ、加入申請前6ヶ月以内のもの）を受けた家内労働者等については、加入時健診を受けたものと同様に取り扱われます。

- ② この診断の結果、有害物による中毒にり患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入はできません。

## 加 入 手 続

特別加入をしようとする家内労働者の団体（団体がいない場合には、団体を作る必要があります。）は『特別加入申請書』を労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出し、その承認を受けてください。

申請書には、特別加入を希望する者の氏名、業務の具体的内容、業務歴及び希望する給付基礎日額を書いてください。

なお、保険期間は1年です（4月1日から翌年3月31日まで）。

## 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものであって、労働者の場合には賃金をもとに算出されます。しかし、特別加入者の場合には、賃金というものが無いので、これらの者の給付基礎日額は一定の範囲（原則として3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円又は16,000円のうちから定められますが、2,000円及び2,500円も暫定的に認められます。）のうちから特別加入者の希望を徴し、都道府県労働基準局長が定める額とされています。

なお、給付基礎日額として希望する額については、特別加入者の所得水準等に見合った適正な額としてください。

## 保 険 料

保険料は家内労働者の団体が納付しますが、その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、次の表の中で特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額です。

保 険 料 率 表

|   |          |
|---|----------|
| 金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙加工の作業                                | 1000分の18 |
| 金属製洋食器、刃物、バルブ又はコック製造加工の作業                             | 1000分の18 |
| 履物、 <small>かばん</small> 鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット又は漆器製造加工の作業 | 1000分の6  |
| 陶磁器製造の作業  | 1000分の16 |
| 合糸機、 <small>ねん</small> 撚糸機又は織機を使用する作業                 | 1000分の4  |
| 仏壇又は木製若しくは竹製の食器製造加工の作業                                | 1000分の18 |

### 特別加入者1人当たりの保険料の計算例

給付基礎日額を3,000円とした場合の

保険料算定の基礎となる額=1,095,000円

[1000分の18の場合の年間保険料]……1,095,000円× $\frac{18}{1,000}$  = 19,710円  
(保険料率)

[1000分の16の場合の年間保険料]……1,095,000円× $\frac{16}{1,000}$  = 17,520円  
(保険料率)

[1000分の4の場合の年間保険料]……1,095,000円× $\frac{4}{1,000}$  = 4,380円  
(保険料率)

(団体の年間保険料総額が9万円を超えるときは、分割して納入することも可能です。)

## 保険給付及び特別支給金

自宅又は自宅以外の作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中、又は作業場に隣接した場所において、材料、加工品等の積み込み、積み降し及び運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。

自宅と作業場との間、又は自宅若しくは作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には、保険給付を行いません。

## 1 保険給付

### (1) 療養補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。

そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用の全額が支給されます。

### (2) 休業補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷又は病気療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降休業1日につき、給付基礎日額の60%が支給されます。

### (3) 障害補償給付

業務上の負傷や病気が治ったとき、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の313～131日分）又は一時金（給付基礎日額の503～56日分）が支給されます。

### (4) 遺族補償給付

家内労働者又は補助者が業務上死亡した場合には、その遺族に対して年金（給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

### (5) 葬祭料

業務上死亡した家内労働者又は補助者の葬祭を行う者に対して265,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

### (6) 傷病補償年金

業務上の負傷や病気が療養を始めてから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級表に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の313～245日分）が支給されます。

## 2 特別支給金

### (1) 休業特別支給金

家内労働者又は補助者が業務上の傷病で療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休んだ日の第4日目以降休業1日につき、給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

### (2) 障害特別支給金

家内労働者又は補助者が業務上の負傷や病気がなおったとき身体に傷害が残った場合に、その障害に該当する障害等級に応じ一時金（342～8万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

### (3) 遺族特別支給金

家内労働者又は補助者の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合は300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

### (4) 傷病特別支給金

家内労働者又は補助者が業務上の負傷や病気が療養を始めてから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級表に該当する場合には、障害の程度に応じ一時金（114～100万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

## 3 その他

労災保険では、以上のほか、被災者の円滑な社会復帰の促進などを図るために、労働福祉事業として義肢、義眼、眼鏡、車イスなどの支給、温泉保養などを無料で行っていきます。

くわしくは最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働基準局へおたずねください。  
加入に当たっての必要な用紙なども備えてあります